

## エタノール等を取り扱う給油取扱所に係る運用基準

第4類の危険物のうちエタノール又はこれを含有するもの(以下「エタノール等」という。)を取り扱う給油取扱所に係る運用基準は以下によること。

### 第 1 エタノールを含有するものに関する事項

政令第17条第4項に規定するエタノールを含有するものとは、エタノールを含有する第4類の危険物の総称であること。

なお、バイオエタノールの一種であるETBE (エチルーターシャリーブチルエーテル) をガソリンに混合したものは、政令第17条第4項に規定するエタノールを含有するものには含まれないものであること。

### 第 2 位置、構造及び設備の技術上の基準に関する事項

#### 1 エタノールを取り扱う給油取扱所に関する事項について

エタノールを取り扱う給油取扱所に係る位置、構造及び設備の技術上の基準の運用については、「メタノール等を取り扱う給油取扱所に係る規定の運用について」(平成6年4月8日付け6消導第90号の2)(以下「90号の2通知」という。)第2の例によること。

#### 2 エタノールを含有するものを取り扱う給油取扱所に関する事項について

(1) エタノールを含有するもののうち、「揮発油等の品質の確保等に関する法律(昭和51年法律第88号)」に規定する規格に適合し、販売されるものについては、当該法律において揮発油と位置付けられるが、「危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令等の公布について」(平成23年12月21日付け23消導第136号)により、当該揮発油を取り扱う給油取扱所については、政令第17条第4項に規定する位置、構造及び設備の技術上の基準が適用されるものであること。

(2) 専用タンクの注入口の周囲に設ける排水溝、切替弁及び漏れた危険物を収容する容量4立方メートル以上の設備の設置等については、次のとおりとすること。

ア 専用タンクの注入口の周囲に設ける排水溝、切替弁及び漏れた危険物を収容する容量4立方メートル以上の設備(以下「収容設備等」という。)は、90号の2通知別添第2、1(2)及び(3)の例によること。

イ 省令第28条の2第3項第1号のただし書きに規定する「専用タンクの注入口からエタノールを含有するものが漏れた場合において危険物が給油空地及び注油空地以外の部分に流出するおそれのない場合」とは、専用タンクの注入口からエタノールを含有するものが4,000L漏れた場合において、当該危険物に含まれるエタノール量を当該給油取扱所に設置される油分離装置の収容量で除した値が0.6未

満となる場合であること（例えば、エタノールを10%含有するガソリン（以下「E10」という。）を取り扱う給油取扱所に設置される油分離装置の収容量が1,200Lの場合、4,000Lの当該危険物に含まれるエタノール量400Lを油分離装置の収容量1,200Lで除した値は約0.3（ $< 0.6$ ）となることから、収容設備等の設置は要しないものであること。）。

- (3) E3及びE10を取り扱う給油取扱所は、省令第28条の2第3項第2号及び第28条の2の2第3項第2号の規定（省令第23条の3第2号に規定する設備のうち、専用タンクの周囲に4箇所以上設ける管により液体の危険物の漏れを検知する設備（以下「検知管」という。）により当該専用タンクから漏れた危険物を検知することが困難な場合）に該当しないものであること。E10よりも多量にエタノールを含有するガソリンを取り扱う給油取扱所にあつては、個別に確認のうえ判断すること。

なお、検知管にエタノールの漏れを検知することができる装置を設けた給油取扱所は、危険物に含まれるエタノール量に関わらず、当該規定に該当しないものであること。

- (4) エタノールを含有するもののうち、E3及びE10を取り扱う給油取扱所に設置する消火設備については、次のとおりとすること。ただし、E10よりも多量にエタノールを含有するガソリンを取り扱う給油取扱所にあつては、個別に確認のうえ判断すること。

ア E3及びE10を取り扱う給油取扱所に泡を放射する消火器を設置する場合、当該消火器の泡消火薬剤は、耐アルコール型のものとする。

イ E10を取り扱う給油取扱所に設置する第3種の固定式の泡消火設備にたん白泡消火剤を用いる場合にあつては、耐アルコール型のものとする。

第 3 エタノール等を取り扱う給油取扱所における取扱いの技術上の基準に関する事項  
エタノール等を取り扱う給油取扱所におけるエタノール等の取扱いの技術上の基準の運用については、90号の2通知第3の例によること。

#### 第 4 その他

1 エタノール等を貯蔵し、又は取り扱う設備・機器等については、腐食等劣化の状況に留意して日常点検及び定期点検を実施するとともに、異常がみられたとき等には、速やかに修理・交換等を行うこと。特に、エタノール等と直接接するゴム製又はコルク製のパッキン類、強化プラスチック製の地下貯蔵タンクや配管については、念入りに点検を実施し安全性の確認を行うこと。

2 ガソリンとエタノールを混合してエタノールを含有するものを製造する行為について、給油取扱所において行うことは認められないものであること。